

3 振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫・組合	本店 支店
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義		

4 各種要件等

交付対象要件	<p>私は、以下の事項に該当します。（※ 該当項目にチェックしてください。）</p> <p><input type="checkbox"/> 「周南市犯罪被害者等見舞金の支給等に関する要綱」第2条第1号に定める犯罪行為により被害を受けた。</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪により被害を受けた際、周南市民であった。 (被害者の第1順位遺族で、犯罪発生時に周南市民であった。)</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪による被害を受けた事実について、警察に被害届等を提出している。</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪による被害を受けた日から本申請書兼請求書の提出まで2年を経過していない。</p> <p><input type="checkbox"/> 次のいずれかに該当する。（遺族見舞金の方のみ対象）</p> <p>① 進学のため市外に居住していた被害者の父母</p> <p>② 勤務のため市外に居住していた被害者の配偶者及び子</p>
交付除外事由	<p>私は、以下の事項に該当します。</p> <p><input type="checkbox"/> 他の公的な機関の同様の制度により当該見舞金と同種の支給を受けていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係はない。 ※ 親族関係ではあるが、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある、被害者が18歳未満又は18歳未満であった者が第1順位遺族を除く。</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪被害者又は第1順位遺族に、当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為や、過度の暴力又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為の誘発、その他当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為など、その責めに帰すべき行為がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪被害者又は第1順位遺族が、周南市暴力団排除条例（平成23年周南市条例第23号）第2条第1号及び第2号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではない。</p>

以上の内容に相違ありません。

5 申請事項に係る調査等への同意等

(1) 周南市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団員等でないことを、警察当局へ照会すること。

同意します。

(2) 見舞金支給にかかる申請内容に偽りその他不正な手段による支給であったと市長が認めた場合には、見舞金を市に返還すること。

同意します。

(3) 上記助成除外事由のいずれかの事項に該当するに至ったとき又は加害者若しくはその関係者から当該見舞金に係る損害賠償を受けたときは、速やかに届け出ること。

同意します。

私が提供する個人情報、市及び警察が見舞金支給制度の範囲内で利用し、かつ共有することに同意します。

申請者 _____

6 遺族見舞金支給申請に係る申立て

申請者である私が、周南市犯罪被害者等見舞金の支給等に関する要綱第3条第4項に規定する第1位順位遺族（遺族間での協議で決定された代表者を含む）に相違ないこと。また、遺族間で問題が生じた場合には、遺族間で全て解決し、貴市に一切の迷惑をかけないこと。

約束します。

3 申請内容

助成金	理由・金額等	
生活サポート費	必要理由	
	費用	円
	利用時間	時間
一時配食費	必要理由	
	費用	円
	利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	利用数	人 × 日 人 × 日 人 × 日 人 × 日
一時保育費	必要理由	
	費用	円
	保育対象者	氏名 (歳) 申請者との続柄() 氏名 (歳) 申請者との続柄() 氏名 (歳) 申請者との続柄()
一時居住費	必要理由	
	費用	円
	利用数	人 × 泊 人 × 泊 人 × 泊 人 × 泊
法律相談費	必要理由	
	費用	円
	利用数	回
弁護士費用	必要理由	
	費用	円
	利用内容	<input type="checkbox"/> 被害者参加制度(裁判員の参加あり) <input type="checkbox"/> 被害者参加制度(裁判員の参加なし)

4 添付書類（次のうち、必要なもの）

(1) 共通

添付	必要書類	確認
<input type="checkbox"/>	犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書の写しその他死亡の事実及び死亡年月日を証する書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	犯罪被害を受けた時における申請者の住民票又は本市に居所を有していることを証する書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の全部(個人)事項証明書(戸籍謄本・抄本)、その他証明書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申請者が犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	犯罪被害者が遠隔地での勤務又は進学のため市外に居住していたときは、これを証する書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	交通事故の被害者であるときは、交通事故証明書又はこれに準ずる事故が確認できる公的機関の発行した証明書の写し	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	犯罪被害者が負った被害が、重傷病又は性犯罪被害に該当することを証明することができる医師又は歯科医師の診断書	<input type="checkbox"/>

(2) その他

添付	必要書類	確認
<input type="checkbox"/>	支払費用を証する領収証、契約書その他の支払い費用の内容を証する書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申請時における申請者の住民票等の書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	放火の被害者であり、かつ、住居が滅失し、又は著しく損壊したときは、り災証明書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申請者が刑事裁判に被害者参加人として参加したときは、裁判所からの許可書類	<input type="checkbox"/>

5 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫・組合	本店 支店
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義		

6 各種要件等

助 成 除 外 事 由	<p>私は、以下の事項に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 他の公的な機関の同様の制度により当該助成金と同種の交付を受けていない。<input type="checkbox"/> 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係はない。 ※ 親族関係ではあるが、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある、被害者が18歳未満又は18歳未満であった者が第1順位遺族を除く。<input type="checkbox"/> 犯罪被害者又は第1順位遺族に、当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為や、過度の暴力又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為の誘発、その他当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為など、その責めに帰すべき行為がない。<input type="checkbox"/> 犯罪被害者又は第1順位遺族が、周南市暴力団排除条例（平成23年周南市条例第23号）第2条第1号及び第2号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではない。
----------------------------	--

7 申請事項に係る調査等への同意等

- (1) 周南市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団員等でないことを、警察当局へ照会すること。
 同意します。
- (2) 助成金交付にかかる申請内容に偽りその他不正な手段による交付であったと市長が認めた場合には、助成金を市に返還すること。
 同意します。
- (3) 上記助成除外事由のいずれかの事項に該当するに至ったとき又は加害者若しくはその関係者から当該助成金に係る損害賠償を受けたときは、速やかに届け出ること。
 同意します。

私が提供する個人情報、市及び警察が助成金交付制度の範囲内で利用し、かつ共有することに同意します。

申請者 _____

8 助成金交付申請に係る申立て

申請者である私が、周南市犯罪被害者等見舞金の支給等に関する要綱第3条第4項に規定する第1位順位遺族（遺族間での協議で決定された代表者を含む）に相違ないこと。また、遺族間で問題が生じた場合には、遺族間で全て解決し、貴市に一切の迷惑をかけないこと。

- 約束します。

別記様式第3号（第6条関係）

犯罪被害に関する申立書

年 月 日

(宛先) 周南市長

犯罪被害の概要

被害届等の提出	有 ・ 無	被害届等提出日	年 月 日
罪 種		届出警察署	警察署
被害年月日	年 月 日		
被害場所			
被害者の氏名	ふりがな 氏 名		
生年月日	(年 月 日生まれ)		
被害者の 被害時の住所	〒 -		
被害の状況			

私は、上記の申立て内容について、警察へ確認を行うこと及び必要に応じて警察または検察当局に事件の処理状況（送検の確認または処分の状況等）を確認することに同意します。

ふりがな
氏 名 _____

生年月日 _____

住 所 _____

電話番号 _____

被害者との続柄 _____

第 年 月 日 号

様

周南市長

周南市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで支給申請のありました周南市犯罪被害者等見舞金の支給について、下記のとおり決定したので、周南市犯罪被害者等見舞金の支給等に関する要綱（以下「要綱」という。）第9条第2項の規定により通知します。

記

1 決定事項

遺族見舞金・重傷病見舞金・精神療養見舞金・性犯罪被害見舞金を支給する。

（交付金額 円）

2 支給決定の取消し及び返還

次のいずれかに該当した場合は、支給決定の全部又は一部を取消し、見舞金の返還を命じます。

- (1) 申請者から、要綱第10条の届出を受けたとき。
- (2) 申請者が偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けたとき。
- (3) 申請者が要綱第10条の規定の届出を行わなければならない場合に届出を行わなかったとき。

第 年 月 日 号

様

周南市長

周南市犯罪被害者等助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました周南市犯罪被害者等助成金の交付について、下記のとおり決定したので、周南市犯罪被害者等見舞金の支給等に関する要綱（以下「要綱」という。）第9条第2項の規定により通知します。

記

1 交付金額

生活サポート費	円
一時配食費	円
一時保育費	円
一時居住費	円
法律相談費	円
弁護士費用	円
合計	円

2 市長への届出

申請者は、助成を受けた当該助成金について、要綱第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき又は加害者若しくはその関係者から当該助成金に係る損害賠償を受けたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 交付決定の取消し及び返還

次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取消し、助成金の返還を命じます。

- (1) 申請者から、要綱第10条の届出を受けたとき。
- (2) 申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 申請者が要綱第10条の規定の届出を行わなければならない場合に届出を行わなかったとき。

別記様式第6号（第9条関係）

第 年 月 日
号

様

周南市長

周南市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました周南市犯罪被害者等見舞金の
支給については、下記の理由により、その申請を却下しましたので通知します。

記

理 由

別記様式第7号（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

周南市長

周南市犯罪被害者等助成金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました周南市犯罪被害者等助成金の
交付については、下記の理由により、その申請を却下しましたので通知します。

記

理 由

別記様式第8号（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

周南市長

周南市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

年 月 日付け第 号で支給決定した周南市犯罪被害者等見舞金について、下記のとおり当該支給決定を取り消したので、周南市犯罪被害者等見舞金の支給等に関する要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消対象者氏名

- 2 取消対象支給金額

- 3 取消理由
 - (1) 要綱第11条第1項第1号に該当したため。
 - (2) 要綱第11条第1項第2号に該当したため。
 - (3) 要綱第11条第1項第3号に該当したため。

別記様式第9号（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

周南市長

周南市犯罪被害者等助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した周南市犯罪被害者等助成金について、下記のとおり当該交付決定を取り消したので、周南市犯罪被害者等見舞金の支給等に関する要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消対象者氏名

- 2 取消対象助成金額

- 3 取消理由
 - (1) 要綱第11条第1項第1号に該当したため。

 - (2) 要綱第11条第1項第2号に該当したため。

 - (3) 要綱第11条第1項第3号に該当したため。